

令和6年度答申第25号
令和6年8月2日

諮問番号 令和6年度諮問第22号（令和6年7月11日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 土地家屋調査士法42条3号に基づく業務禁止処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A土地家屋調査士会（以下「A会」という。）に所属する土地家屋調査士（以下「調査士」という。）である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が自己の名義において他人に調査士の業務を取り扱わせたとして、法務大臣（以下「処分庁」という。）が、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号。以下「調査士法」という。）42条3号の規定に基づき、審査請求人に対し、業務の禁止の懲戒処分（以下「本件懲戒処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 調査士の職責、業務及び会則の遵守義務

ア 調査士法の定め

(ア) 調査士法2条は、調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないと規定している。

(イ) 調査士法 3 条 1 項は、調査士は、他人の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量、不動産の表示に関する登記の申請手続についての代理等を行うことを業務とすると規定している。

(ウ) 調査士法 2 4 条は、調査士は、その所属する土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）及び日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）の会則を守らなければならないと規定している。

(エ) 調査士法 6 7 条は、この法律に定めるもののほか、調査士の業務執行等に関し必要な事項は、法務省令で定めると規定している。

イ 土地家屋調査士法施行規則（昭和 5 4 年法務省令第 5 3 号。以下「調査士法施行規則」という。）の定め

調査士法施行規則 2 2 条は、調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならないと規定している。

ウ A 土地家屋調査士会会則（令和 2 年 8 月 1 日施行。以下「A 会会則」という。）の定め

(ア) A 会会則 8 7 条は、会員は、常に調査士としての品位を保持し、信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行わなければならないと規定している。

(イ) A 会会則 8 8 条 1 項は、会員は、A 会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、A 会の秩序の維持に努めなければならないと規定している。

(ウ) A 会会則 8 9 条は、会員は、調査士会に入会している調査士又は土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）でない者に、自己の名義を貸与するなど、他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならないと規定している。

(2) 調査士に対する懲戒処分

ア 調査士法の定め

調査士法 4 2 条は、調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次の各号に掲げる懲戒処分をすることができると規定し、同条 1 号には「戒告」が、同条 2 号には「2 年以内の業務の停止」が、同条 3 号には「業務の禁止」が掲げられている。

イ 「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人に対する懲戒処分の考え方

（処分基準等）」（令和２年８月１日法務省民事局作成。以下「本件処分基準等」という。）の定め

本件処分基準等は、調査士等（調査士又は調査士法人をいう。以下同じ。）に対して懲戒処分をする場合の基準等について、次のとおり定めている。

(ア) 調査士会及び連合会の会則は、自治規範であるが、調査士等は、その所属する調査士会及び連合会の会則を守らなければならない（調査士法２４条、４１条１項において準用する２４条）から、別表の「違反行為」欄に掲げるものに該当する会則違反については、特に懲戒処分による必要性が認められるものとして、調査士法違反（会則遵守義務違反）を理由として懲戒処分をするものとする（第１の２の(2)）。

(イ) 調査士等の行った行為が別表の「違反行為」欄に掲げるものに該当するときは、同表の「懲戒処分の量定」欄に掲げる処分を基準とした上で、「考慮要素」欄に掲げる事項等を考慮して量定を決定し、懲戒処分を行う（第２の２の本文）。

そして、本件処分基準等の別表（番号２）は、「違反行為」が「名義貸し又は他人による業務の取扱い（自己の名義において、故意に他人に業務を行わせたもの）」に該当するときの「懲戒処分の量定」は「２年以内の業務の停止又は業務の禁止」、「考慮要素」は「違反行為の態様・回数」とすると定めている。

(3) 職印

ア 調査士法施行規則の定め

調査士法施行規則２０条は、調査士は、入会した調査士会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならないと規定している。

イ A会会則の定め

A会会則９条１項は、A会に入会した調査士は、調査士法施行規則２０条に定める職印を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、A会に提出しなければならないと規定している。

(4) 補助者

ア 調査士法施行規則の定め

(ア) 調査士法施行規則２３条１項は、調査士は、その業務を補助させるため、補助者を置くことができると規定している。

(イ) 調査士法施行規則 23 条 2 項前段は、調査士は、補助者を置いたときは、遅滞なく、その旨を所属の調査士会に届け出なければならないと規定し、同項後段は、補助者を置かなくなったときも、同様とすると規定している。

(ウ) 調査士法施行規則 23 条 3 項は、調査士会は、前項の規定による届出があったときは、その調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に通知しなければならないと規定している。

イ A 会会則の定め

(ア) A 会会則 101 条 1 項は、会員は、補助者を置いたとき、又は補助者を置かなくなったときは、別に定める届出書（A 土地家屋調査士会補助者規則 4 条に定める「土地家屋調査士補助者使用届」又は「土地家屋調査士補助者解職届」）を A 会に提出しなければならないと規定し、同条 2 項は、前項の届出があったときは、その旨を B 地方法務局長に通知するものとする規定している。

(イ) A 会会則 103 条は、会員は、補助者に業務を補助させる場合には、その指導及び監督を厳正にし、補助者の業務上の過失について、その責めを負わなければならないと規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成 a 年 b 月 c 日、調査士となる資格を取得し、平成 d 年 e 月 f 日、連合会に備える土地家屋調査士名簿への登録を受けて C 土地家屋調査士会（以下「C 会」という。）に入会した。

(2) 審査請求人は、平成 29 年 1 月 16 日付けで、D 社等に自己の名義を貸して調査士の業務を行わせたほか、自らが登記申請手続の代理をした事件において登記申請人の本人確認及び登記申請意思確認を行わなかったとして、調査士法 42 条 2 号の規定に基づき、同月 17 日から 2 年の業務の停止の懲戒処分（以下「前件懲戒処分」という。）を受け、C 会を退会した。

（前件懲戒処分に係る懲戒処分書）

(3) 審査請求人は、上記(2)の業務の停止の期間が経過した後である平成 g 年 h 月 i 日、A 会に入会した。その際、審査請求人は、C 会に所属していたときに使用していた職印（以下「審査請求人の旧職印」という。）とは異なる職印（以下「審査請求人の新職印」という。）を業務上使用することに

した。

(口頭意見陳述聴取結果記録書(「その他事項」欄の2))

- (4) D社に勤務していたEは、平成26年4月9日、D社から独立して、F社(以下「本件事務所」という。)を設立した。

(本件事務所の登記情報)

- (5) 審査請求人は、A会に入会した後、本件事務所に対し、正当な報酬が得られるのであれば登記申請の業務をすると連絡し、本件事務所からの依頼を受けて、何件かの登記申請の業務を行った。

(口頭意見陳述聴取結果記録書(「その他事項」欄の1))

- (6) 審査請求人は、平成31年4月1日からEの弟であるG(以下Eと併せて「H兄弟」という。)を補助者として使用するようになったとして、同月8日付けで、A会に対し、補助者Gの使用の届出(以下「本件補助者使用の届出」という。)をした。しかし、Gは、補助者として審査請求人の業務を補助することではなく、本件事務所の業務を行い、複製した審査請求人の旧職印(以下「審査請求人の複製旧職印」という。)を用いて無権限で地積測量図を作成し、登記申請の業務を行っていた。

(土地家屋調査士補助者使用届、口頭意見陳述聴取結果記録書(「その他事項」欄の4))

- (7) 審査請求人は、令和2年12月頃、審査請求人の名義で作成された同年10月19日付けの地積測量図について不動産業者から照会を受け、Gが審査請求人の複製旧職印を用いて無権限で地積更正登記の申請をしたことを知った。
- (8) 審査請求人は、遅くとも令和3年10月頃、登記官から補正指示の連絡を受け、Gが同年7月21日に審査請求人の複製旧職印を用いて無権限で地積更正登記(以下「本件登記」という。)の申請をしたことを知った。そこで、審査請求人は、令和3年10月6日付けで、本件登記の申請を取り下げた。
- (9) 審査請求人は、遅くとも令和4年1月頃、Gが令和3年10月28日に審査請求人の複製旧職印を用いて無権限で本件登記の再申請をしたことを知った。
- (10) 審査請求人は、令和4年1月28日、Gが同月21日に審査請求人の複製旧職印を用いて無権限で地積更正登記の申請をしたことを知った。
- (11) 審査請求人は、令和4年2月2日、Gが、上記(7)から(10)までの登記の申請

のほかに、審査請求人の複製旧職印を用いて無権限で10件の登記の申請をしたことを知った。

- (12) 審査請求人は、令和4年2月15日に補助者として使用していたGを解職したとして、同月24日付けで、A会に対し、補助者Gの解職の届出（以下「本件補助者解職の届出」という。）をした。

（土地家屋調査士補助者解職届）

- (13) 処分庁は、令和5年9月13日付けで、審査請求人に対し、調査士法42条3号の規定に基づき、業務の禁止の懲戒処分をすることを予定しているから、行政手続法（平成5年法律第88号）13条1項1号に規定する聴聞を行うとして、同法15条1項の規定に基づく聴聞の通知をし、同年10月5日、聴聞を行った。

聴聞の主宰者は、令和5年10月5日付けで、処分庁に対し、「当事者（注：審査請求人）に対する不利益処分（注：業務の禁止の懲戒処分）は相当と考える。」との報告書を提出した。

（聴聞通知書、聴聞調書、報告書）

- (14) 処分庁は、令和5年12月15日付けで、「被処分者（注：審査請求人）は、Gが被処分者の名義で、何らの権限なく、登記申請を繰り返し行っていたことを認識していながら、これを認容し、もって、Gに違法な名義貸しを行い、又は土地家屋調査士の資格を有しないGに土地家屋調査士としての業務を取り扱わせた」として、調査士法42条3号の規定に基づき、審査請求人に対し、業務の禁止の懲戒処分（本件懲戒処分）をした。

（本件懲戒処分に係る懲戒処分書）

- (15) 審査請求人は、令和6年3月4日、審査庁に対し、本件懲戒処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (16) 審査庁は、令和6年7月11日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件懲戒処分は、事実認定及び処分の量定に誤りがあるから、その取消しを求める。

(1) 事実認定の誤り

ア Gによる審査請求人の複製旧職印の使用を認容した事実はないことにつ

いて

審査請求人は、A会に入会した後は、審査請求人の新職印を業務上使用することにし、審査請求人の旧職印は自ら保管していたから、Gが審査請求人の複製旧職印を使用して登記の申請をするとは思ってもいなかった。また、審査請求人は、本件事務所の代表取締役であるEの強権的支配を受けていたため、Gによる審査請求人の複製旧職印の使用を阻止することができなかったのであり、その使用を認容する意思は全くなかった。

イ Gから審査請求人の複製旧職印を取り上げることができなかったことについて

審査請求人は、Gによる審査請求人の複製旧職印の使用を知って、Gに対し、審査請求人の複製旧職印の引渡しと使用中止を何度も申し入れたが、Gから審査請求人の複製旧職印を強制的に取り上げることができなかった。また、Gが「兄に言われて仕方なくやったが、もう無断使用はしない。」と答えたため、審査請求人は、Gが審査請求人の複製旧職印の使用を中止してくれるものと思っていた。

ウ 本件補助者解職の届出を速やかにすることができなかったことについて

審査請求人が本件補助者使用の届出をしたのは、審査請求人がEからの威圧的言動にコントロールされていて、EからGを補助者とするように強要されたからである。H兄弟は、審査請求人の有効な職印が審査請求人の旧職印とは異なることを知ってから、審査請求人の事務所（自宅）に執拗に押しかけて審査請求人の新職印の押印を迫り、審査請求人がこれに応じないと、警察に通報して警察官から審査請求人に電話をさせるなどの威嚇をした。そこで、審査請求人は、Gの補助者使用を取りやめれば、H兄弟からどのような報復をされるか分からないと恐れて、本件補助者解職の届出を速やかにすることができなかった。

エ Gが本件登記の再申請をするとは考えられなかったことについて

審査請求人は、本件登記の申請の取下げに伴って登記所から受領した本件登記の申請関係書類をGに返却したが、その際、審査請求人は、Gに対し、審査請求人の名義では申請ができないから、別の調査士に依頼するか、又は当該書類を不動産業者に返還するように言ったところ、Gは、これを了解した。したがって、Gが審査請求人の複製旧職印を用いて無権限で本件登記の再申請をするとは考えられなかった。

オ 小括

以上のとおり、審査請求人は、H兄弟から強要や威嚇等を受けていたことで恐怖に支配されていたのであって、Gへの名義貸しを認容する意思は全くなかった。Gが使用していた審査請求人の複製旧職印は、審査請求人に所有権がないから、審査請求人がGから強制的に取り上げることはできなかった。審査請求人は、審査請求人の新職印を自ら確実に保管してH兄弟の手に渡らないようし、また、H兄弟から求められても審査請求人の新職印を押印しないようにすることで、名義貸しをしないよう、その当時においてできる限りの防御をしていた。

したがって、本件懲戒処分は、事実認定に誤りがある。

(2) 処分の量定の誤り

ア 本件の不正な登記の申請は、Gが審査請求人の複製旧職印を用いて無断で繰り返したものであって、審査請求人がこれを認容したことはないから、審査請求人がGに違法な名義貸しをし、又は調査士の業務を取り扱わせたと評価するのは、誤りである。

イ 審査請求人は、本件事務所から報酬を一切受け取っておらず、Gによって勝手に名義を利用されただけであるから、審査請求人の違反行為の態様は、悪質とはいえない。審査請求人が報酬を受け取っていないことは、処分の量定において考慮すべきである。

ウ 審査請求人が本件補助者解職の届出を速やかにしなかったのは、H兄弟からの報復を恐れたからにほかならない。H兄弟から強要や威嚇等による支配がなければ、審査請求人は、Gを補助者として使用することはなかったし、また、Gによる審査請求人の名義の不正利用が発覚した後に、Gの補助者解職をためらう理由もなかった。

エ 以上のとおり、審査請求人は、H兄弟に支配・利用されていた被害者であって、自らの判断で違法な名義貸しをしたり、これを認容したりしたことはなく、それによる利益を得たこともない。審査請求人は、A会に入会した後は、業務上使用する職印を変更することで、不正な登記の申請がされるのを防止しようとしていたから、Gによる不正な登記の申請を防止することができなかったことに対する処分としても、「業務の禁止」という処分の量定は、余りにも過重である。審査請求人は、Gによる不正な登記の申請を防止することができなかったことを深く反省し、後悔している。審査請求人は、本件事務所とは、令和4年2月以降、連絡を取

っておらず、今後も、決して連絡を取らないことを誓う。審査請求人は、今後、いかなる者からも二度と名義が不正に利用されないように対処し、万が一、暴行、脅迫等を受けることがあっても、すぐに警察に通報するなどして、毅然と対応することを誓う。

したがって、本件懲戒処分は、処分の量定に誤りがある。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査請求人は、以前にも違法な名義貸しにより前件懲戒処分を受けており、その問題性について十分に認識すべき立場にあったにもかかわらず、遅くとも令和2年12月頃から令和4年2月15日に至るまで、Gが審査請求人の複製旧職印を用いて無権限で登記の申請をしていた事実を知りながら、Gによる不正な登記の申請をやめさせる処置を何ら講じていなかったのであり、これは、Gの行為を認容していたといっても過言でなく、審査請求人がGに名義貸しをし、又は調査士の業務を取り扱わせたと評価するのが相当である。
- 2 審査請求人は、以前にも違法な名義貸しにより前件懲戒処分を受けているにもかかわらず、これと同様の違反行為を引き起こしたのであるから、反省しているとはいえず、審査請求人の違反行為の態様は、極めて悪質である。
- 3 以上によれば、本件懲戒処分は相当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件懲戒処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。
- 2 本件懲戒処分の違法性又は不当性について
 - (1) 調査士法2条及び24条によれば、調査士は、業務に関する法令並びにその所属する調査士会及び連合会の会則を遵守しなければならないとされている（上記第1の1の(1)のアの(ア)及び(ウ)）ところ、調査士法施行規則22条によれば、調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならないとされ（上記第1の1の(1)のイ）、A会会則89条によれば、会員は、調査士会に入会している調査士等でない者に自己の名義を貸与するなどして、他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助しては

ならないとされている（上記第1の1の(1)のウの(ウ)）。このように、調査士は、自己の名義において他人に調査士の業務を取り扱わせてはならないとされているから、これに違反した場合には、調査士法42条の規定に基づき、懲戒処分を受けることになる（上記第1の1の(2)のア）。

これを本件についてみると、調査士である審査請求人は、その業務を補助させるため、Gを自らの補助者として使用していた（上記第1の2の(6)）から、Gが補助者として不正な登記の申請をしないように指導監督する責任を負っていた（上記第1の1の(4)のイの(イ)）ところ、審査請求人は、令和2年12月頃から令和4年1月28日までの間に、Gが審査請求人の複製旧職印を用いて無権限で4件の地積更正登記の申請（うち1件は、再申請）をしたことを知った（上記第1の2の(7)から(10)まで）にもかかわらず、Gによる不正な登記の申請をやめさせることができず、Gは、その後も、審査請求人の複製旧職印を用いて無権限で10件の地積更正登記の申請を繰り返した（上記第1の2の(11)）。この間、審査請求人は、登記所から、数回にわたり、Gの補助者解職の届出をするよう促された（令和4年6月8日付けのA会会長宛ての調査報告書、同月7日付けのA会綱紀委員長宛ての調査報告書、同調査報告書添付の聴取要約書）にもかかわらず、審査請求人がGの補助者解職の届出（本件補助者解職の届出）をしたのは、令和4年2月24日付けであって（上記第1の2の(12)）、本件補助者解職の届出は、審査請求人が同月2日にGが上記10件の不正な登記の申請を繰り返したことを知って、ようやくされたものである。

そうすると、審査請求人は、Gが審査請求人の名義を利用して不正な登記の申請を繰り返していたことを知ったにもかかわらず、また、登記所から、数回にわたり、Gの補助者解職の届出をするよう促されたにもかかわらず、1年2か月以上もの期間にわたって本件補助者解職の届出をしなかったのであるから、これは、審査請求人が、Gに対し、実質的に名義貸しをして調査士の業務を取り扱わせたと評価するのが相当である。

したがって、処分庁が審査請求人は「Gが被処分者の名義で、何らの権限なく、登記申請を繰り返し行っていたことを認識していながら、これを認容し、もって、Gに違法な名義貸しを行い、又は土地家屋調査士の資格を有しないGに土地家屋調査士としての業務を取り扱寄せた」と認定した（上記第1の2の(14)）のは相当であって、審査請求人は、調査士法42条に規定する懲戒事由（「この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき」）

に該当する。

- (2) これに対し、審査請求人は、Eから強制されてGを補助者としたことなどから、Gの補助者使用を取りやめれば、H兄弟からどのような報復をされるか分からないと恐れて、本件補助者解職の届出を速やかにすることができなかったと主張する（上記第1の3の(1)のウ）。

しかし、令和4年4月19日にA会綱紀委員会が審査請求人に対して実施した事情聴取の聴取要約書によれば、審査請求人は、本件補助者解職の届出を速やかにしなかった理由について、Gが補助者解除を嫌がっていた件があり、Gが今後は不正な登記の申請はしないと書いていたから、それを信じていたなどと述べるにとどまり、H兄弟からの報復を恐れて本件補助者解職の届出をすることができなかったとは述べていない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、①Gによる審査請求人の複製旧職印の使用を認容した事実はなく、②Gから審査請求人の複製旧職印を取り上げることができなかったし、③Gが本件登記の再申請をするとは考えられなかったとも主張する（上記第1の3の(1)のア、イ及びエ）が、これらの事情があったとしても、審査請求人が1年2か月以上もの期間にわたって本件補助者解職の届出をしなかったことが正当化されるわけではないから、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

以上によれば、本件懲戒処分は、事実認定に誤りがあるとは認められない。

- (3) 審査請求人は、「業務の禁止」という処分の量定は余りにも過重であるし、審査請求人はGによる不正な登記の申請を防止することができなかったことを深く反省し、後悔しており、今後は二度と名義が不正に利用されないように対処することなどを誓っているから、本件懲戒処分は、処分の量定に誤りがあるとも主張する（上記第1の3の(2)）。

しかし、審査請求人は、D社等に自己の名義を貸して調査士の業務を行わせたなどとして、平成29年1月16日付けで、「2年の業務の停止」の懲戒処分（前件懲戒処分）を受けた（上記第1の2の(2)）にもかかわらず、業務の再開後、D社と関係のある本件事務所と連絡をとり、その関係者であるGを補助者とした（上記第1の2の(4)から(6)まで）ことから、上記(1)のとおり、Gが審査請求人の名義を利用して不正な登記の申請を繰り返すという前件懲戒処分と同様の事態を引き起こしている。

調査士は、不動産の表示に関する登記の申請手続についての代理等を業務とする専門資格者であり（調査士法1条、3条1項及び4条）、調査士会に入会していない調査士等が調査士の業務を行うことは禁止されている（調査士法68条1項本文）から、「調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならない。」と規定する調査士法施行規則22条は、調査士制度の根幹に関わる極めて重要な規定であるといえることができる。したがって、調査士法施行規則22条に違反した調査士の責任は、重大であるにもかかわらず、審査請求人は、またも上記規定に違反したのであるから、本件の違反行為は、極めて悪質であるといわざるを得ない。そうすると、「業務の禁止」という処分の量定は、審査請求人が本件の違反行為を反省し、後悔しており、今後は二度と同じことを繰り返さないと誓っていることを考慮に入れても、重すぎるとはいえない。

なお、本件処分基準等によれば、「違反行為」が「名義貸し又は他人による業務の取扱い」に該当するときの「懲戒処分の量定」は「2年以内の業務の停止又は業務の禁止」、「考慮要素」は「違反行為の態様・回数」とされている（上記第1の1の(2)のイ）。審査請求人は、名義貸しなどをしたとして「2年の業務の停止」の懲戒処分（前件懲戒処分）を受けたにもかかわらず、これと同様の違反行為をまたも繰り返したのであるから、「業務の禁止」という処分の量定は、本件処分基準等に照らしても、重すぎるとはいえない。

したがって、本件懲戒処分は、処分の量定にも誤りがあるとは認められない。

- (4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、本件懲戒処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美